

郡山市公共下水道整備事業 募集要項等に関する質問回答 (全地区共通)

- 郡山市公共下水道整備事業について、令和6（2022）年10月16日から11月5日までに寄せられた質問の回答を公表します。
- 質問は、原文のまま掲載しておりますが、明らかな誤字、脱字、及び表記の誤りと判断した箇所については、一部修正しています。

令和6年11月12日

郡山市上下水道局

郡山市公共下水道整備事業（御前南第一・第二地区） 質問に対する回答

1 募集要項に対する質問及び回答

No.	項目	頁	対応箇所		質問内容	回答
			1.1 など	ア など		
1	募集要項の位置づけ	1	1		前回（令和6年4月15日公表）の郡山市公共下水道整備事業募集要項等に関する質問に対する回答は、今回（令和6年10月15日）でも同様に採用しているという考えでよいか。もし、あくまで別案件という考えであれば、全ての質問に対し回答を求めたい。同様に、前回の質問に対し異なる回答があれば、その内容を求めたい。	前回質問事項は、今回の項目にあわせて回答を修正して別途掲載します。
2	提案上限金額	15	5.2		本業務は「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価」の運用に係る特例措置の対象となるのでしょうか。	当該特例措置の対象業務は、令和5年3月1日改定の旧労務単価を適用した業務であり、本事業の提案上限金額の設定は、当該特例措置の新労務単価である令和6年3月1日改定の労務単価を適用して算出しております。なお、契約後において1,000分の15を超える物価変動に伴う契約額の増額については、契約変更の対象となります。
3	選定におけるJVの構成	17	7.4		御前南第一地区と御前南第二地区を両方申請した場合、どちらも優先交渉権を有することが可能となるが、どちらも優先交渉権を有した際に1地区のみを希望とすることは可能か。	2地区とも申請した場合、両地区の事業実施が可能なものとして双方の契約を希望しているとみなし、募集を受け付けますが、募集要項P19「9.1 契約の締結」に示しますとおり、優先交渉権者との契約に先立ち行う交渉が不成立となった場合には、次点提案者を新たな優先交渉権者とし交渉手続きを行うこととなります。

2 要求水準書に対する質問及び回答

No.	項目	頁	対応箇所		質問内容	回答
			第1 など	1 など		
1	要求水準書の位置づけ	1	1		前回（令和6年4月15日公表）の郡山市公共下水道整備事業募集要項等に関する質問に対する回答は、今回（令和6年10月15日）でも同様に採用しているという考えでよいか。もし、あくまで別案件という考えであれば、全ての質問に対し回答を求めたい。同様に、前回の質問に対し異なる回答があれば、その内容を求めたい。	前回質問事項は、今回の項目にあわせて回答を修正して別途掲載します。

3 優先交渉権者決定基準に対する質問及び回答

No.	項目	頁	対応箇所		質問内容	回答
			第1 など	1 など		
1	募集要項の位置づけについて	1	1		前回（令和6年4月15日公表）の郡山市公共下水道整備事業募集要項等に関する質問に対する回答は、今回（令和6年10月15日）でも同様に採用しているという考えでよいか。もし、あくまで別案件という考えであれば、全ての質問に対し回答を求めたい。同様に、前回の質問に対し異なる回答があれば、その内容を求めたい。	前回質問事項は、今回の項目にあわせて回答を修正して別途掲載します。
2	施工実績	8	別表1	1	公告文には構成員の資格要件として代表構成員もその他の構成員も施工実績が10年以内と記載されているが、優先交渉権の別表1には同種工事の施工実績は過去5年以内と記載がある。どちらの年数を採用するのか。	公告文及び募集要項に示しますとおり、代表構成員及び構成員の資格要件は施工実績が10年以内です。優先交渉権者決定基準の別表1に示す過去5年以内の工事最高点は、優先交渉権者を決定するための評価基準であり、資格要件とは異なります。

4 提出書類作成要領（参加資格審査）に対する質問及び回答

No.	項目	対応箇所	質問内容	回答
		分類番号 2-1など		
1	配置予定技術者	様式2-1-3	手持ち工事が3月31日工期となっている技術者を配置予定技術者とする事は可能か、不可であれば何日までの工期であれば可能か。	契約は令和7年3月を予定しておりますが、募集要項P19「9.1 契約の締結」に示しております、優先交渉権者との契約交渉に時間を要した際は、契約の時期が4月に遅延する場合があります。

5 提出書類作成要領（提案審査）に対する質問及び回答

質問なし